

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）【第一条関係】

1

○ 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）（抄）【第二条関係】

15

改 正 案	現 行
（職員） 第二条 法第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるものを除く。）とする。ただし、第七号から第九号までに掲げる者にあつては、地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。 一 八 （略）	（職員） 第二条 法第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるものを除く。）とする。ただし、第七号から第九号までに掲げる者にあつては、地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者 二 国家公務員法第八十条の六第五項又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者 三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第二条第一項の規定により派遣された者 四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二條の規定による勤務をしている者を含む。） 四の二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員 四の三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により派遣された者（地方の組合の組合員となつた者を除く。） 四の四 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十

六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員

四の五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

四の六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの

六 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者

七 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、財務大臣の定めるところにより、常勤職員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの

八 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常勤職員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

九 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ（略）
（削る）

ロ（略）

ロ 報酬月額（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について、法第四十条第八項及びこの政令第十一条の二の二の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学

附 則

(特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置)
 第三条 当分の間、行政執行法人に使用される第二条第一項第九号

に掲げる者のうち、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号
)第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働
 者であつて、その者の報酬月額(同法第四条第三項各号に掲げる
 賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。)につ
 いて法第四十条第八項及び第十一条の二の二の規定の例により算

生その他の財務省令で定める者でないこと。

法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の
 政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用され
 た者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が
 定めるもの

ロ 地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの
 二 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項又は国家
 公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項の規定によ
 り臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該
 当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が
 定めるもの

ロ 地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの
 三 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項その他財
 務省令で定める規定により二月以内の期間を定めて採用された
 者であつて財務大臣が定めるもの

四 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は
 第十六号に掲げる者で前三号に掲げる者に準ずるもの
 五 国及び行政執行法人から給与を受けない者

附 則

(新設)

	定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該行政執行法人の職員をもつて組織する組合（次項及び第五項において「組合」という。）の組合員としない。
2	前項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより組合に申出をした特定減額特例対象者は、組合の組合員とする。
3	前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による組合員の資格を取得する。
4	組合員が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の行政執行法人に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至った日から、同項の規定による組合員となつたものとみなす。
5	第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、財務省令で定めるところにより組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。
6	特定減額特例対象組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実が生じた日に更に組合員の資格を取得したときは、その日）から、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失する。
	一 前項の申出が受理されたとき。
	二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。
	三 死亡したとき、又は退職したとき。
7	特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三条第一項に規定する特定減額特例対象者に該当

しなくなった日のうち直近の日」とする。

8 特定減額特例対象組合員となつた特定減額特例対象者であつた者が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十五条第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例によるものを含む。）は、適用しない。

9 特定減額特例対象組合員となつた特定減額特例対象者であつた者が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十一条第二項並びに第百条第一項及び第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例によるものを含む。）の適用については、同号に該当するに至つた日に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

第三条の二 前条の規定は、法人等（組合、連合会、国立大学法人等、法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第二に掲げるもの、郵政会社等又は法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。附則第七条の三の四及び第七条の三の六において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員」とあるのは「職員に準ずる者として財務省令で定める者」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険給付積立金等の運用の特例）
第四条 （略）

（特例退職組合員の標準報酬の日額）

（新設）

（厚生年金保険給付積立金等の運用の特例）
第三条 （略）

（特例退職組合員の標準報酬の日額）

第五条 (略)

(特例退職組合員に係る費用の負担の特例)

第五条の二 (略)

(一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことがある
給付)

第七条の三の三 (略)

(行政執行法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用
負担に関する特例)

第七条の三の四 法附則第十四条の二の政令で定める者は、行政執
行法人又は法人等に使用される短時間組合員(次の各号のいづれ
にも該当する者をいう。次条及び附則第七条の三の六において同
じ。)とする。

一 第二条第一項第九号に掲げる者(法人等に使用される者にあ
つては、同号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者
)

二 標準報酬の等級(法第四十条第二項の規定により読み替えて
適用する同条第一項の規定による標準報酬の等級をいう。附則
別表において同じ。)が第一級から第九級までの等級である組
合員

第七条の三の五 次の各号に掲げる行政執行法人(既にこの項の申
出をした行政執行法人を除く。以下この条において同じ。)は、
それぞれ当該各号に定める日(第五項及び第六項において「基準
日」という。)から起算して二年を経過した日が属する月の前月
までの間に、財務省令で定めるところにより当該行政執行法人の
職員をもつて組織する組合(同項において「組合」という。)に
申出をした場合は、法第九十九条第二項(第一号及び第五号に係
る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、行政執行法人

第四条 (略)

(特例退職組合員に係る費用の負担の特例)

第五条 (略)

(一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことがある
給付)

第七条の三の三 (略)

(新設)

(新設)

に使用される短時間組合員に係る行政執行法人の負担すべき同項第一号及び第五号の負担金（標準報酬の月額に係る負担金に限る。以下この項、第七項及び第八項において「短時間組合員に係る負担金」という。）の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る掛金等率（短期給付（第二十二条第一項の規定により算定した費用の額をいう。）及び福祉事業に係る法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。第五項において「負担金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一 令和八年十月一日以後に国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号。以下この項及び次項において「令和四年改正政令」という。）附則第三条第四項の申出をした行政執行法人 当該申出が受理された日

二 当該行政執行法人に使用される特定勤務者（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定勤務者をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。）の総数が常時十人以下の行政執行法人（前号及び次号に掲げる行政執行法人を除く。

） 令和十七年十月一日

- 三 当該行政執行法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人以下の行政執行法人であつて、令和九年十月一日以後に特定法人（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定法人をいう。次項第一号及び第三号において同じ。）となつた行政執行法人（第一号に掲げる行政執行法人を除く。） 当該特定法人となつた日
- 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行政執行法人は、同項の申出をすることができない。
- 一 令和八年十月一日において現に特定法人である行政執行法人
- 二 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第二項本文に規定する特定法人に該当しなくなつた行政執行法人となり、その後同日までの間に同項ただし書の申出がされていない行政執行法人
- 三 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の規定による申出をしていない行政執行法人（この間に特定法人となつた行政執行法人を除く。）
- 四 令和八年十月一日以後に設立された行政執行法人であつて、当該行政執行法人が設立された日において当該行政執行法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えるもの
- 五 令和八年十月一日から前項各号に掲げる行政執行法人のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該行政執行法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えていた行政執行法人
- 六 前項各号に掲げる行政執行法人のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した行政執行法人に該当しなくなつた後に再び同項各号に掲げる行政執行法人のいずれかに該当するに至つた行政執行法人

3

第一項の規定の適用を受ける行政執行法人に使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十から附則第七条の三の五第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。

4

次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上 五十人以下
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上 三十五人以下
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上 二十五人以下
令和十七年十月一日から令和十九年九月三十日まで	十人以下	十一人以上 二十五人以下

5

行政執行法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該行政執行法人に係る第一項の規定の適用を停止するものとする。

6

行政執行法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、財務省令で定めるところにより、組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

7 第一項の申出をした行政執行法人が、当該行政執行法人の負担すべき短時間組合員に係る負担金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の法第九十九条第二項第一号及び第五号の掛金及び負担金については、第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、第五項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第六項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の申出をした行政執行法人に使用される短時間組合員が組合員の資格を取得した月にその資格を喪失した場合の届出その他の手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第七条の三の六 前条の規定は、法人等に使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項
第一項第二号及び第三号	附則第三条第八項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第八項
第二項第二号	附則第三条第二項本文	附則第四条第三項において準用

(新設)

第二項第三号	附則第三条第四項	する令和四年改 正政令附則第三 条第二項本文
		附則第四条第三 項において準用 する令和四年改 正政令附則第三 条第四項

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）
 第七条の四 法附則第十四条の二の二第一項に規定する政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一 三（略）

2 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項の規定の適用については、同項中「第百条第一項及び第二項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令第五十一条第一項及び第二項又は附則第六条第一項及び第二項」と、「組合員」とあるのは「任意継続組合員又は特例退職組合員」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第五十一条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続組合員若しくは特例退職組合員の資格を喪失した日の属する月（任意継続組合員又は特例退職組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）又は任意継続組合員若しくは特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなった日の属する月（当該任意継続組合員又は特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなった日の属する月を除く。）」とする。

3 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「資格を有する組合員」とあるのは、

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）
 第七条の四 法附則第十四条の二の二第一項に規定する政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一 三（略）

2 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項の規定の適用については、同項中「第百条第一項及び第二項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令第五十一条第一項及び第二項又は附則第六条第一項及び第二項」と、「組合員」とあるのは「任意継続組合員又は特例退職組合員」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第五十一条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続組合員若しくは特例退職組合員の資格を喪失した日の属する月（任意継続組合員又は特例退職組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）又は任意継続組合員若しくは特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなった日の属する月（当該任意継続組合員又は特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなった日の属する月を除く。）」とする。

3 法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「資格を有する組合員」とあるのは、「資

「資格を有する組合員及び法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとされる組合員」とする。

4 外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合において介護保険第二号被保険者の資格を有しない在外組合員から法附則第十四条の二の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二條の二第二項の規定の適用については、同項中「算定する」とあるのは、「算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外組合員とその他の者」とに区分して算定する」とする。

附則別表

一 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じて同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じて同表の下欄に定める増加

格を有する組合員及び法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとされる組合員」とする。

4 外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合において介護保険第二号被保険者の資格を有しない在外組合員から法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第二十二條の二第二項の規定の適用については、同項中「算定する」とあるのは、「算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外組合員とその他の者」とに区分して算定する」とする。

（新設）

負担割合	
標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

○ 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）（抄）【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第二条 国家公務員共済組合法第二条第一号及び第三十七条第一項並びに国家公務員共済組合法施行令（以下「国共済令」という。）<u>第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下この条及び附則第四条第二項において「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第一項第七号に掲げる各省各庁（次項において「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（次項及び次条において「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七条第三項又は第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、当該組合の組合員であつたものとみなす。</u> 2 施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有する者（各省各庁又は行政執行法人に所属している者に限る。）については、<u>国共済令第二条第二項（第三号及び第四号（第三号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以降引き続き施行日において所屬して</u>	附 則 第二条 国家公務員共済組合法第二条第一号及び第三十七条第一項並びに<u>第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新国共済令」という。）第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第一項第七号に掲げる各省各庁（以下「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七条第三項又は第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であつた間、当該組合の組合員であつたものとみなす。</u> 2 施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有する者（各省各庁又は行政執行法人に所属している者に限る。）については、<u>新国共済令第二条第二項（第三号及び第四号（第三号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以降引き続き施行日において所屬し</u>

いた各省各庁又は行政執行法人に所属している間は、適用しない。

第三条 令和十七年九月三十日までの間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（国共済令第二条第一項第九号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項並びに国共済令附則第三条第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該行政執行法人の職員をもって組織する組合の組合員としない。

2 令和十七年九月三十日までの間、特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、当該行政執行法人の職員をもって組織する組合に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

4 令和十七年九月三十日までの間、特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する行政執行法人を含む。）以外の行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、組合

ていた各省各庁又は行政執行法人に所属している間は、適用しない。

第三条 当分の間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（新国共済令第二条第一項第九号に掲げる者をいう。以下同じ。）については、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該行政執行法人の職員をもって組織する組合の組合員としない。

2 特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、当該行政執行法人の職員をもって組織する組合に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

4 特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する行政執行法人を含む。）以外の行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される

に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

5 (略)

6 令和十七年九月三十日までの間、第四項の申出をした行政執行

法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該行政執行法人が特定法人に該当する場合、この限りでない。

一・二 (略)

特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該行政執行法人に使用される二分の一以上同意対象者（組合員及び特定四分の三未満短時間勤務者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該行政執行法人に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該行政執行法人に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5 前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間勤務者についての国家公務員共済組合法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）附則第三条第四項の申出が受理された日」とする。

6 第四項の申出をした行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該行政執行法人が特定法人に該当する場合は、この限りでない。

一 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上で組織

7
(略)

8 この条において「特定法人」とは、行政執行法人であつて、当該行政執行法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により国共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

第三条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じて同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

第四条 附則第二条第一項の規定は、国共済令第四十四条の五第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項又は附則第三十四条の二の三第一項若しくは第三十四条の二の五第一項の規定により国共済令第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）の規定に準じて国家公務員共済組合法第三条第一項に規

する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意
イ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

7 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

8 この条において「特定法人」とは、行政執行法人であつて、当該行政執行法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により新国共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

(新設)

第四条 附則第二条第一項の規定は、新国共済令第四十四条の五第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項又は附則第三十四条の二の三第一項若しくは第三十四条の二の五第一項の規定により新国共済令第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）の規定に準じて国家公務員共済組合法第三条第一項

定する組合(同法第二百二十六条第二項及び附則第二十条の二第四項の規定により組合とみなされたものを含む。以下この条において「組合」という。)の運営規則で定める者について準用する。この場合において、附則第二条第一項の規定中「規定により」とあるのは、「規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める規定により」と読み替えるものとする。

2 附則第二条第二項の規定は、法人等(組合、国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する連合会、同法第三十一条第一号に規定する国立大学法人等、同法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの、同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。次項において同じ。)の職員であつて、施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合の組合員の資格を有するものについて準用する。この場合において、附則第二条第二項の規定中「第三号及び第四号(第三号に掲げる者に準ずる場合に限る。)」に係る部分に限る。の」とあるのは「第三号に係る部分に限る。の」の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める」と、「所屬していた各省各庁又は行政執行法人」とあるのは「所屬していた法人等(組合、国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する連合会、同法第三十一条第一号に規定する国立大学法人等、同法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの、同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。)」と読み替えるものとする。

3 前二条の規定は、法人等に使用される者について準用する。この場合において、附則第三条第一項の規定中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者」と、同条第八項の規定中「前条第二項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして組合

に規定する組合(同法第二百二十六条第二項及び附則第二十条の二第四項の規定により組合とみなされたものを含む。以下「組合」という。)の運営規則で定める者について準用する。この場合において、附則第二条第一項の規定中「規定により」とあるのは、「規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める規定により」と読み替えるものとする。

2 附則第二条第二項の規定は、法人等(組合、国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する連合会、同法第三十一条第一号に規定する国立大学法人等、同法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの、同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。以下同じ。)の職員であつて、施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合の組合員の資格を有するものについて準用する。この場合において、附則第二条第二項の規定中「第三号及び第四号(第三号に掲げる者に準ずる場合に限る。)」に係る部分に限る。の」とあるのは「第三号に係る部分に限る。の」の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める」と、「所屬していた各省各庁又は行政執行法人」とあるのは「所屬していた法人等(組合、国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する連合会、同法第三十一条第一号に規定する国立大学法人等、同法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの、同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。)」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法人等に使用される者について準用する。この場合において、同条第一項の規定中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者」と、同条第八項の規定中「前条第二項」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定

の運営規則で定める」と読み替えるものとする。

める」と読み替えるものとする。